

さいたま市訓令第3号

さいたま市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月27日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

さいたま市職員安全衛生管理規程（平成13年さいたま市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																													
<p>別表第4（第7条関係） 安全衛生推進者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>箇所</th> <th>名称</th> <th>充てる者の職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>環境局施設部大宮南部浄化センター</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第7（第10条関係） 作業主任者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>箇所</th> <th>名称</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>環境局施設部大宮南部浄化センター</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	箇所	名称	充てる者の職	[略]			環境局施設部大宮南部浄化センター	[略]		箇所	名称	職務	[略]			環境局施設部大宮南部浄化センター	[略]		<p>別表第4（第7条関係） 安全衛生推進者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>箇所</th> <th>名称</th> <th>充てる者の職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>環境局施設部大宮南部浄化センター</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境局施設部クリーンセンター西堀</td> <td>クリーンセンター西堀安全衛生推進者</td> <td>クリーンセンター西堀所長</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第7（第10条関係） 作業主任者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>箇所</th> <th>名称</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>環境局施設部大宮南部浄化センター</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境局施設部クリーンセンター西堀</td> <td>クリーンセンター西堀酸素欠乏危険作業主任者</td> <td>酸素欠乏症等防止規則第11条第2項各号に掲げる事項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>クリーンセンター西堀特定化学物質作業主任者</td> <td>特定化学物質障害予防規則第28条各号に掲げる事項</td> </tr> </tbody> </table>	箇所	名称	充てる者の職	[略]			環境局施設部大宮南部浄化センター	[略]		環境局施設部クリーンセンター西堀	クリーンセンター西堀安全衛生推進者	クリーンセンター西堀所長	箇所	名称	職務	[略]			環境局施設部大宮南部浄化センター	[略]		環境局施設部クリーンセンター西堀	クリーンセンター西堀酸素欠乏危険作業主任者	酸素欠乏症等防止規則第11条第2項各号に掲げる事項		クリーンセンター西堀特定化学物質作業主任者	特定化学物質障害予防規則第28条各号に掲げる事項
箇所	名称	充てる者の職																																												
[略]																																														
環境局施設部大宮南部浄化センター	[略]																																													
箇所	名称	職務																																												
[略]																																														
環境局施設部大宮南部浄化センター	[略]																																													
箇所	名称	充てる者の職																																												
[略]																																														
環境局施設部大宮南部浄化センター	[略]																																													
環境局施設部クリーンセンター西堀	クリーンセンター西堀安全衛生推進者	クリーンセンター西堀所長																																												
箇所	名称	職務																																												
[略]																																														
環境局施設部大宮南部浄化センター	[略]																																													
環境局施設部クリーンセンター西堀	クリーンセンター西堀酸素欠乏危険作業主任者	酸素欠乏症等防止規則第11条第2項各号に掲げる事項																																												
	クリーンセンター西堀特定化学物質作業主任者	特定化学物質障害予防規則第28条各号に掲げる事項																																												

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。